

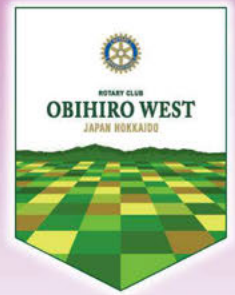


帯広西ロータリークラブ

第2427回例会

2023.4.13

会報



■RI第2500地区スローガン■

ともに紡ごう！
ロータリーの未来へ

■クラブ・テーマ■

新たな半世紀に向かって…RESTART

会長報告

奥 敏則 会長

皆さんこんにちは。会長報告をいたします。

まず、チャーターメンバーで会友でもありました田本憲吾様、会員であります奥田頼昌様がお亡くなりになりました。メンバーの多くの方からも、お参りをいただきありがとうございました。お二人の弔問に行かせていただき、家族の方といろいろとお話をさせていただきましたが、お二人ともいかにロータリーを愛され、ロータリーを楽しみ、ロータリーが生活の一部になっていたということをお聞きし、どれだけ帯広西ロータリークラブにとって、お二人の死は大きな痛手になっているかということを感じいたしました。改めて、お二人に哀悼の誠を捧げたいと思います。



さて、4月は「環境月間」です。えっと思われた方もいらっしゃるかと思いますが、クラブの活動計画書もそうですし、いまだに一部のロータリーの資料などには、ロータリーカレンダーとして4月は「母子の健康月間」というように書いてあるものも多いです。毎月私のところには、国際ロータリー日本事務局からガバナー事務所・ロータリー帯広合同事務所を通じていろんなリソースいわゆる資料が送られてきますが、4月の資料として送られたものは、「環境」についての資料でした。当然送られてくる資料は、「母子の健康」についてだと思っておりましたが。

実は、4月のロータリー月間が「環境」になったということについては、昨年の10月のRI理事会によって決まりました。2021年3月4日にロータリーの重点分野に新しく「環境」が追加されましたが、

環境以外の6つの重点分野「平和構築と紛争予防」が2月。「水と衛生」が3月。「基本的教育と識字率向上」が9月。「地域社会の経済発展」が10月。「疾病予防と治療」が12月。そして、4月だった「母子の健康」は7月に移行しています。なぜ「環境」が4月に割り込んで形になったかと言いますと、1970年4月22日に環境保護運動の流れの中で「アースディ」が立ち上げられ、ロータリークラブでも地球を守るために、この日に合わせておおいに活動してきた経緯があるからようです。そして、私の推測ですが、唯一ロータリーカレンダーが埋まっていなかった7月に「母子の健康」が移ったものと考えられます。

特にこの「環境」に関してロータリーは、ロータリー財団のグローバル補助金を用意しており、この分野に於いて過去5年で使われたグローバル補助金の金額は、1,840万ドル日本円で25億円近くになるのだそうです。西ロータリークラブでもグローバル補助金を使うような事業を中長期的に考えていくことになってはおりますが、会員個々においてもゴミ拾いのようなことから環境を考えることはできます。このアースディに合わせて多くのロータリークラブもゴミ拾いを行ったりしております。4月は、身近なことから環境を考える良い機会にしていなければと思います。

最後になりましたが、来週は、釧路ベイクラブの皆さんがお見えになります。30名に満たないクラブですが、昨年度のカバナーを出しておりますし、非常に元気のよいクラブとお聞きしております。我々も負けずに、元気のよいところをお見せしましょう。そして、明日から紋別の地区協議会へ行か



会長 奥 敏則 副会長 高田 晃一 会場監督理事 長平 圭太 発行：広報委員会 (副)板倉 利幸
幹事 森 房明 副会長 河西 智子 プログラム委員理事 菊池 俊博 委員長 河合 敏 (副)所 輝泉



例会日/木曜日 12時30分～13時30分 例会場/北海道ホテル 帯広市西7条南19丁目1 (TEL 21-0001)
創立/1972年2月24日 事務局/帯広経済センタービル東館3階 TEL 25-7347 (直通) FAX 28-6033

れる方も大勢いらっしゃいます。来年は、いよいよ運営する側です。いろいろと見て勉強しなければならぬところもありますので、行かれる皆さんはよろしく願いいたします。また道中気をつけて行ってください。

以上会長報告といたします。

会務報告

森 房明 幹事

①帯広南RC、創立記念夜間例会開催のご案内

日時 4月17日(月)午後6時30分
場所 北海道ホテル



②帯広西RC、夜間例会開催のご案内

日時 4月22日(土)午後6時30分
場所 北海道ホテル

※アルコールが出ますので、運転をお控えください。
※尚、4月20日(木)の繰下げ例会と致します。

③帯広北・帯広東・音更、3RC合同例会

日時 4月25日(火)午後0時30分
場所 ホテル日航ノースランド帯広

※尚、帯広北RC、4月28日(金)の繰上げ例会と致します。

④帯広RC、夜間例会開催のご案内

日時 4月26日(水)午後6時30分
場所 ホテル日航ノースランド帯広

⑤帯広南RC、5月1日(月)の例会は、休会と致します。
帯広東RC、5月2日(火)の例会は、休会と致します。
帯広RC、5月3日(水)の例会は、祝日のため休会と致します。

帯広西RC、5月4日(木)の例会は、祝日のため休会と致します。

帯広北RC、5月5日(金)の例会は、祝日のため休会と致します。

ニコニコ献金 親睦活動委員会 植本 祥平 会員

4月6日分

川田 章博 委員長

本日の例会を担当します。宜しくお願い致します。



斉藤 正彦 会員

ニコニコ発表する予定でした。

北川 勝啓 副委員長

ゴルフ同好会宮崎遠征、コンペ2日目、バスグロ優勝しました。大変楽しい遠征でした。幹事皆様ありがとうございました。

4月13日分

柳沢 一元 副委員長

両国国技館で行われた、アントニオ猪木お別れの会に参列してきました。これからも猪木イズムを継承していきます。

横山 明美 会員

選挙頑張ります。

森 房明 幹事

娘の誕生日祝いで長崎ハウステンボスに行ってきました。今年に入って4回目の九州旅行でした。

立崎 貴之 副幹事

第1回クラブ協議会、参加頂きありがとうございました。明日より地区研修協議会参加の皆様、道中大変遠いのでお気をつけて移動してください。地区研修協議会よろしくお願い致します。

天野 清一 会長エレクト

①先日第1回クラブ協議会終わりました。ありがとうございました。

②16日、地区協議会あります。役員、理事、委員長の皆様よろしくお願い致します。

いよいよスタートです。今後ともよろしくお願い致します。

久保 且佳 委員長

本日は職業奉仕担当例会です。よろしくお願い致します。

藤本 剛 委員長

本日18:30よりゴルフ同好会総会です。ご出席予定の方、よろしくお願い致します。

植本 祥平 委員

今年よりゴルフ同好会入会しました。110切り目指して頑張ります。

ニコニコ 献金	4月6日	12,000円
	4月13日	16,000円
	累計	527,000円 (4月13日現在)

◆プログラム

久保 且佳 職業奉仕委員長



職業奉仕の担当例会、今回3回目ですが、私の方で最後に講演させてもらおうと思います。

私の職業が税理士なので、贈与と税金をテーマで講演させていただきます。

「贈与と税金の話」

贈与と税金の話

担当例会 職業奉仕委員会
久保 且佳

贈与について

民法の贈与を理解することが大切です。

民法の贈与を説明してから
相続税法上の2種類の贈与を説明します。



贈与とは

民法第549条
贈与は、当事者の一方がある財産権を無償で相手方に与える意思表示をし、相手方が受諾することによって、その効力を生ずる。

無償
あげる意思 もらう意思

無償で、双方の合意で贈るものが贈与



様々な贈与 死因贈与

民法第554条 贈与者の死亡によって効力を生ずる贈与については、その性質に反しない限り、遺贈に関する規定を準用する。

- ・法定相続人以外にも贈与可能
- ・贈与税ではなく相続税が課税

生前に財産を渡す契約



様々な贈与 遺贈

民法第964条 遺言者は、包括又は特定の名義で、その財産の全部又は一部を処分することができる。

- ・遺言によって行う
- ・法定相続人以外にも贈与可能
- ・贈与税ではなく相続税が課税

生前に被相続人だけで決める



名義預金の理解と対策

名義預金とは

家族名義の銀行口座であるが、被相続人がお金を出している。



家族への贈与の誤解

預金を息子や孫の名義にしているが年間110万円までは贈与税が非課税だが10年も前のことだから覚えてないし時効だとそこまでは税務署は調べないのでは

名義預金や過去の贈与が課税されることも!



名義預金のよくある出来事

各人ごとに通帳を作って残そういざという時まで保管しておく家族のためにお金を残したい期待されると困るから黙っておこう




名義預金とは

家族名義の預金で被相続人の財産とみなされるもの

預金を被相続人が管理している

- ・運用している
- ・印鑑を保管している
- ・名義の家族に伝えていない

通帳の名義は参考程度



名義預金の要件 管理


家族名義の通帳を誰かが管理している

名義人以外の方が通帳を管理している

名義人の手元にない

名義人が自由に使えない

その預金は誰のもの? 真の所有者は?



名義預金の要件 運用


家族名義の預金を誰かが運用していること

通常は名義人が投資・運用の判断をするはず

名義人が行けない日時に取り引がある場合は?

名義人が判断して行っているとは思えない

その預金は誰のもの? 真の所有者は?



名義預金の要件 印鑑


家族名義の預金の取引印を誰が保管しているか

通常は名義人が印鑑を持っているはず

名義人が印鑑を持っていないと取引が出来ない

名義人が自由に使えない

その預金は誰のもの? 真の所有者は?



名義預金の要件 伝える


家族名義の預金を伝えていないこと

贈与はあげた意思ともらった意思の合致が必要

伝えられていないと存在を知らない

名義人が自由に使えない

その預金は誰のもの? 真の所有者は?




贈与が成立していない場合

贈与がなければ財産の移転は

- ・名義を借りている
- ・仮に貸している

贈与したつもりが課税!



贈与の証拠

- ・契約書
契約に基づき双方の署名押印
- ・領収書
もらった意志があるから発行します。
- ・贈与申告書
受贈者がもらった事実に基づいて申告します。
税務署の受付印のある有効な書類になります。



2種類の贈与

相続税法上贈与は2種類

- ・暦年贈与 誰でもできます。
- ・相続時精算課税贈与 一定の要件があります。

暦年贈与

1月1日～12月31日の1年間の贈与に課税

基礎控除額 110万円

※二人からもらっても110万円



暦年贈与の贈与税額

110万円を超えた分に課税



120万円を贈与
贈与税 1万円

$$120万円 - 110万円 = 10万円$$
$$10万円 \times 10\% = 1万円$$

暦年贈与の贈与税額

110万円を超えた分に課税



2人が120万円を贈与
贈与税 13万円

$$120万円 \times 2 - 110万円 = 130万円$$
$$130万円 \times 10\% = 13万円$$

暦年贈与の実効税率

実効税率とは財産に対する税金の割合です。

- ・120万円の贈与の場合、贈与税は1万円
 $1万円 \div 120万円 = 0.833\%$
- ・500万円の贈与の場合、贈与税は47.5万円
 $47.5万円 \div 500万円 = 9.5\%$

相続税の実効税率と比較して贈与税を検討します

暦年贈与の注意点

死亡前3年間の贈与は相続として扱われる



相続しなかった場合は贈与扱いのまま
支払い済みの贈与税は、相続税から差し引かれます。
払い過ぎてても還付なし → 精算課税は還付がある

相続時精算課税贈与

贈与した財産を相続時に精算し、相続税を課税

- ・贈与した財産も相続税の課税財産に含まれる
- ・60歳以上の親から18歳以上の子供・孫への贈与が対象
- ・基礎控除額は2500万円



相続時精算課税贈与の特徴

- ・贈与時の価額で相続税が決まる
- ・一度選択するとやめることができない
- ・税率は20%
- ・生前に名義変更できる

相続時精算課税贈与 特徴①

贈与時の価額が相続時の価額になります。

確実に値上がりする財産を積極的に選びます。

- ・市街化調整区域から市街化区域に変わる土地
 - ・経営が順調な自営自給(中小企業)
- 確実に値下がりする財産は避けます。
- ・家屋等の建物

燃えてなくなった建物でも相続財産に加算される。

相続時精算課税贈与 特徴②

一度選択するとやめることができない

相続時精算課税選択届出書を提出します。
その人からの贈与はすべて精算課税贈与になります。
対象期間は一生です

暦年贈与は使えなくなります

相続時精算課税贈与 特徴③

父 2,500万円 相続時精算課税	母 200万円 暦年贈与	合計 2700万円贈与
課税なし	贈与税 9万円	

相続時精算課税贈与 特徴④

贈与した財産から基礎控除額を引きます。
引いた後の残額に20%の税率を掛けます。
贈与財産は生涯積み重なっていきます。

令和1年 2,000万円贈与 課税なし	令和2年 500万円贈与 課税なし	令和3年 120万円贈与 24万円の納税	令和4年 100万円の贈与 20万円の納税

相続時精算課税贈与 特徴④

相続争いが起こりそうな場合に利用します。
争いになる前に名義を変えておく

- ・ご自宅：住んでいる場所を安定させる。
- ・一等地：争いになると売却される恐れがあります。
- ・収益物件：家賃収入等が入ってこなくなります。

借入金がある場合、支払いは止まりません

相続時精算課税贈与 相続発生時

相続財産に贈与を受けた財産価額を加算します。
相続税から既に納付した贈与税を差し引きます。
払い過ぎた分は還付されます。
相続財産が基礎控除額内でも申告が必要

100万円 相続税	25万円 贈与税	75万円 追加納税
	200万円 贈与税	100万円 還付

贈与と相続の心がけ

「贈与は平等に、相続は公平に」

平等と公平は違うものです。

平等とは、すべてのものが一様で等しいこと
何も考えず一律にすること

公平とは、かたよらずえいきさいないこと
ある基準(尺度)によって扱いが変わること

出典:広辞苑 第四版

贈与は平等に

贈与は生きている時に行う行為です。
贈与をする場合はできるだけ平等に
備ると相続時にトラブルに!
備った名義預金があると特に大きなトラブルに



相続は公平に

家を継いで、守っていくならば

- ・法事
 - ・親せき付き合い
 - ・近所付き合い
 - ・実家の維持 他にお金がかかる
- 将来のコストを基準(尺度)に目を向けて遺産分割を行ってください。



相続は公平に

相続財産を平等(法定相続分)に分けた場合

家を継いで守っていく人とそうでない人の財産を5年後、10年後で比較すると大きな差が出ます。

将来のコストも平等に分けるならばいいのですが、
そうでないことが多いので注意が必要です。

まとめ

基礎控除は110万円だけを見ないように
そもそもの贈与にご注意を
2種類の贈与を使い分けて下さい
せっかくの贈与が無駄にならないように!